

利息・損害金の計算について

釧路地方裁判所民事部執行係

利息・損害金が年利の場合のその確定額の計算については、次のように取り扱っています（計算例は、元本10万円、損害金年18パーセント（※1）、期間の末日が債権執行申立日の場合です。）。

なお、電話加入権、ゴルフ会員権等（その他の財産権）の差押えについては、起算日から完済までの請求として、これらの計算をする必要はありません。

1 債務名義，登記（根抵当権の場合は，契約書）に閏年に関する特約の記載がない場合

- (1) 起算日から計算して年に満つる期間は、年利計算する。
- (2) 次に、年に満たない期間は、日割計算する。
- (3) そして、(1)と(2)を合算して、円未満を切り捨てる。

ア 年に満たない期間に閏年が含まれていないとき

◎	① 2年間			◎	② 15日			◎
H		R		R		R		R
31		3		3		4		3
・		3		4	(平年)	・		4
4		31		1		・		・
・						15		15
1						申		立
起算日						立日		

① $100,000 \times 0.18 \times 2 = 36,000.0$

② $100,000 \times 0.18 \times 15/365 = 739.7$

③ $36,000.0 + 739.7 = 36,739.7 \rightarrow \mathbf{36,739}$

イ 年に満たない期間に閏年が含まれているとき

◎	① 1年間			◎	② 275日			◎	③ 41日			◎
H		R		R		R		R		R		R
31		2		2		2		3		3		3
・		3		4	(閏年)	12		1	(平年)	・		2
4		31		1		31		1		・		・
・										10		10
1										申		立
起算日										立日		

① $100,000 \times 0.18 \times 1 = 18,000.0$

② $100,000 \times 0.18 \times 275/366 = 13,524.5$

③ $100,000 \times 0.18 \times 41/365 = 2,021.9$

④ $18,000.0 + 13,524.5 + 2,021.9 = 33,546.4 \rightarrow \mathbf{33,546}$

